

医 政 発 0928 第 1 号
平 成 24 年 9 月 28 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 省 医 政 局 長

医 療 機 関 の ホ ー ム ペ ー ジ の 内 容 の 適 切 な あ り 方 に 関 す る 指 針 (医 療 機 関
ホ ー ム ペ ー ジ ガ イ ド ラ イ ン) に つ い て (依 頼)

こ れ ま で 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 上 の 医 療 機 関 の ホ ー ム ペ ー ジ (以 下 「 ホ ー ム ペ ー ジ 」
と い う 。) に つ い て は 、 平 成 19 年 3 月 30 日 付 け 医 政 発 第 0330014 号 厚 生 労 働 省 医
政 局 長 通 知 「 医 業 若 し く は 歯 科 医 業 又 は 病 院 若 し く は 診 療 所 に 関 し て 広 告 し 得 る
事 項 等 及 び 広 告 適 正 化 の た め の 指 導 等 に 関 す る 指 針 (医 療 広 告 ガ イ ド ラ イ ン) に
つ い て 」 に よ り 、 当 該 医 療 機 関 の 情 報 を 得 よ う と す る 目 的 を 有 す る 者 が 検 索 等 を
行 っ た 上 で 閲 覧 す る も の で あ り 、 原 則 と し て 、 医 療 法 (昭 和 23 年 法 律 第 205 号 。
以 下 「 法 」 と い う 。) 第 二 章 第 二 節 「 医 業 、 歯 科 医 業 又 は 助 産 師 の 業 務 等 の 広 告 」
の 規 定 の 対 象 と な る 広 告 と は 見 な さ ない こ と と し て お り ま す 。

他 方 で 、 イ ン タ ー ネ ッ ト 等 を 通 じ た 情 報 の 発 信 ・ 入 手 が 極 め て 一 般 的 な 手 法 と
な っ て い る 現 状 に お い て 、 美 容 医 療 サ ー ビ ス 等 の 自 由 診 療 を 行 う 医 療 機 関 に つ い
て 、 例 え ば 、 ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 さ れ て い る 治 療 内 容 や 費 用 と 、 受 診 時 に お け る
医 療 機 関 か ら の 説 明 ・ 対 応 と が 異 な る な ど 、 ホ ー ム ペ ー ジ に 掲 載 さ れ て い る 情 報
を 契 機 と し て 発 生 す る ト ラ ブ ル に 対 し て 、 適 切 な 対 応 が 求 め ら れ る 事 態 が 生 じ て
お り ま す 。

つ い て は 、 ホ ー ム ペ ー ジ の 内 容 の 適 切 な あ り 方 に 関 し て 、 別 添 の と お り 指 針 (以
下 「 本 指 針 」 と い う 。) を 定 め た の で 、 御 了 知 いた だ く と と も に 、 貴 職 よ り 、 管

下保健所設置市、特別区、関係団体、医療機関等に対する周知方よろしく願います。

また、下記の点についても御留意いただき、適切に御対応願います。

記

1. 本指針は法に基づくものではないが、本指針の内容に従っていないホームページについては、必要に応じて、当該ホームページを開設する医療機関等に対して行政指導を実施されたいこと。

行政指導等に当たり、本指針に疑義が生じた場合には、別紙様式1により、厚生労働省医政局総務課宛てに照会されたいこと。

2. 本指針に従っていないホームページについて住民・患者から情報提供等があった場合には、当該ホームページの具体的な内容等について、別紙様式2により、厚生労働省医政局総務課宛てに随時報告されたいこと。

3. ホームページに掲載されている内容が、虚偽又は誇大な事項等に該当する場合には、薬事法、健康増進法など一般消費者の利益の保護等に関する関係法令に抵触するおそれがあるため、消費者行政機関に相談するなどして、適切に対応されたいこと。

4. 法の規制対象となる広告に対しては、引き続き、必要な指導等を適切に実施されたいこと。

なお、チラシ、雑誌及びいわゆるフリーペーパー上の情報等のもとより、インターネット上のバナー広告、検索サイトによる検索結果などに連動して表示されるスポンサーに関する情報等のインターネット上の情報についても、従来どおり、実質的に医療広告ガイドライン（第二の1）に示す①誘因性、②特定性及び③認知性のいずれの要件も満たす場合には、法の規制対象となる広告として取り扱うものであること。

以上